

justax

No.38

SEP'96

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続人に対する退職金債務の債務控除

相続税法上、債務控除の対象となる債務は、被相続人の債務で相続開始の際現に存する確実な債務に限られます(相法13、14)。個人病院の経営者が死亡した場合に、その病院の従業員であった相続人の医師及びその妻である薬剤師に対する退職金債務が、被相続人の債務として債務控除の対象となるか否かが争われた事例をご紹介します(平8.2.28東京地裁)。

◎原告らは、個人病院を経営していた被相続人の死亡により、被相続人とその病院に勤務していた相続人の医師(以下原告X)及びその妻である薬剤師(以下A)との雇用関係は終了し、退職金債務が発生したものととして、2人の退職金債務95,480,166円を被相続人の債務として相続財産から控除して相続税の申告をしたところ、被告課税庁から、退職金債務は債務控除の対象とすることはできないとの更正を受けました。

◎これに対して、裁判所では次のとおり判断しています。

①Aに対する退職金債務については、使用者の死亡によっても雇用契約は当然に消滅することなく、特別の事情のない限り雇用関係は相続人に承継されるものであるから、被相続人とAとの雇用契約は相続によって終了したものとはいえ債務控除の対象とすることはできない。

②原告Xについては、相続により被相続人の経営していた個人病院を承継してその使用者たる地位を取得したことにより、雇用契約上の労務者たる地位との間で混同が生じたものと解されるから、結局、被相続人との雇用契約は終了したものといえる。

③また、雇用契約の終了の時期は、原告Xは遺産分割により相続開始時点にさかのぼって個人病院の使用者たる地位を承継しているのだから「相続開始の際」と解するのが相当である。

④したがって、被相続人の原告Xに対する退職金債務が相続開始の際に発生して確定し、かつ、その履行が確実であると認められれば、退職金債務は、被相続人と原告Xとの雇用関係の終了を原因として相続人としての原告Xの負担において支払うべき被相続人の債務と解することができるから、相続財産から控除すべきものである。

⑤しかし、個人病院の就業規則及び退職金規程は、定年や傷病による就労困難など、少なくとも従業員側から発生した何らかの事情に基づいて退職する場合でなければ当然には退職金を支給しないと解されること、及び、この個人病院は、被相続人が設立したものであって、相続開始まで使用者の死亡による退職の事例はなく、使用者の死亡を契機に退職した者に対し支給することが労使慣行となっていたとはいえないことから、相続開始の際、原告Xの被相続人に対する退職金請求権の発生は認められず、それに対応する被相続人の債務は存在しなかったことになるので、退職金債務を相続財産から控除することはできない。

なお、原告らは、被相続人に係る所得税の準確定申告の際、青色決算書には、事業所得の経費として退職金96,204,906円を記載しています。

(資料提供 税理士情報ネットワーク編集室)